

審 査 基 準

令和元年 12 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第 1 条の 4 第 2 項
処 分 の 概 要：車椅子の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 警察署長の確認を行う場合の具体例は、 <ul style="list-style-type: none">・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合・ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間：5 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署の交通課窓口に申請してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署交通課又は交通部交通企画課
備 考：